

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付要綱

(令和6年1月22日区長決定)

(令和6年3月21日一部改正)

(令和7年3月24日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、区立学校に在籍している児童生徒の保護者に対し、学校給食の代替として保護者が弁当対応をする経費を補助することにより、当該保護者の経済的負担を軽減するとともに、板橋区立小・中学校給食費補助金交付要綱（令和5年7月7日付5板教学第488号区長決定。以下「給食費補助要綱」という。）による補助金の交付を受ける保護者との公平を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立学校 板橋区立の小学校及び中学校をいう（天津わかしお学校を除く）。
- (2) 児童生徒 区立学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 弁当対応 食物アレルギー等のため、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食の一日における全ての飲食物に代わり、持参した弁当等を飲食することをいう。
- (5) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、区立学校に在籍し、弁当対応をする児童生徒の保護者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の要件を満たさない者であっても、区長が必要と認めるときは、補助対象者とすることができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額（以下「補助額」という。）は、次の表に定める額とし、児童生徒が弁当対応をした月数（以下「弁当対応月数」という。）に、同表に定める月額を乗じた額とする。

区分		月額
小学校	低学年	4,750円
	中学年	5,130円
	高学年	5,700円
中学校		6,475円

- 2 補助対象者が給食費補助要綱第8条に係る交付を受けた月は、本要綱による補助対象外とする。

- 3 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、第1項の補助額から当該給付を受けた額を除くものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付申請書・口座振替依頼書（兼同意書・委任状）（別記第1号様式）により区長に申請するものとする。

- 2 毎年度別に定める期間内に行われる前項の規定による申請（以下「初回申請」という。）及び初回申請以外の前項の規定による申請（以下「随時申請」という。）に係る補助額の算定の基準日（以下「算定基準日」という。）は令和5年度の場合は9月1日、翌年度以降は当該年度の4月1日とする。ただし、転入の場合は就学日を算定基準日とする。
- 3 随時申請は、算定基準日の属する年度（以下「算定年度」という。）の3月15日までに行うものとする。ただし、3月15日が日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。
- 4 第1項の申請は、電子申請システムLoGoフォームによる申請に代えることができる。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては、板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知し、交付をしないと決定した者に対しては、板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付額決定）

- 第7条 区長は、交付決定者に対し、板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。
- 2 補助金交付額の確定に当たっての弁当対応月数の確認については、板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金実績報告書（別記第5号様式）により、交付決定当該年度の弁当対応月数を学校長から区長へ報告するものとする。

（補助金の請求の委任）

第8条 交付決定者は、補助金の請求権限を板橋区教育委員会事務局学務課長（以下「学務課長」という。）に委任するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により委任を受けた学務課長は、板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付請求書（別記第6号様式）により、次の各号に掲げる期別ごとに規定する弁当対応月数に応じた補助金の支払を区長に請求するものとする。

- (1) 第1期 算定年度の4月から7月までの弁当対応月数

(2) 第2期 算定年度の9月から3月までの弁当対応月数

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、交付決定者に対して速やかに補助金を支払うものとする。

(内 容 の 変 更)

第10条 交付決定者は、第6条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた内容に変更があった場合は、板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金内容変更届（別記第7号様式）により区長に届出を行うものとする。

2 区長は、前項に規定する届出があったときは、板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金内容変更通知書（別記第8様式）により交付決定者に通知するものとする。

(交 付 決 定 の 取 消 し)

第11条 区長は、交付決定者について次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象者に該当しなくなったとき。

(2) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けたとき。

(3) 虚偽その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定による交付決定の取消しを行うときは、板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

(補 助 金 の 返 還)

第12条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和5年9月1日から適用する。

付 則

1 この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

1 この一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付申請書・口座振替依頼書
(兼同意書・委任状)

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付要綱第5条の規定により、以下の対象となる児童生徒の給食弁当代替額について、以下の事項に同意及び委任し、補助金の交付を申請します。

- 同意事項
- 1 補助金の申請に当たっては、必要な範囲で世帯員の住民登録情報、生活保護情報、就学援助情報、就学奨励受給情報を調査し、利用することに同意します（同意されない場合は補助金の審査及び交付ができません。）。
 - 2 交付決定されたときは、支給される補助金は下記口座へ振り込んでください。
 - 3 区長が必要と認めたときは、補助金の交付決定者に対し報告を求めること、又は調査を行うことに同意します。
 - 4 口座情報等は、板橋区立小・中学校在籍中、翌年度以降の同補助金申請に関して利用することに同意します。
 - 5 補助金交付額の確定に当たって、交付決定当該年度の弁当対応月数の確認及び報告を、学校長が区長へ行うことに同意します。
- 委任事項
- 1 板橋区長により確定された補助金の請求に関する権限を、板橋区教育委員会事務局学務課長に委任します。

東京都板橋区長あて

1 申請者

住所	板橋区
申請者（保護者）氏名	
電話番号（自宅・携帯）	

年	月	日
---	---	---

2 口座情報

以下の口座に振込みを希望します。※通帳等のコピーを添付してください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合				金融機関コード				店名		支店コード（店番）		
									本店 支店				
口座番号									口座種別		普通 ・ 当座		
口座名義人(か) ※申請者名義のみ													

※ゆうちょ銀行の場合は、店名は3ケタの漢数字の支店番号をご記入ください。

3 対象児童生徒 ※補助金交付の対象となる児童生徒の情報を記入してください。

氏名（児童生徒）	生年月日（西暦）	学校名	学年
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付決定通知書

先に申請のありました板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金について、下記のとおり交付することを決定いたしましたので通知します。

記

1 対象児童生徒

氏 名	〇〇 〇〇		
学校名	〇〇〇学校	学 年	〇年

2 補助金算定期間

年 月 日から 年 月 日

3 補助金の額

補助金の額は、「板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書」により通知します。

4 注意事項

- （1）補助金は、2期に分けて「板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書」の通知後に支給します。
- （2）板橋区立小・中学校給食費補助金交付要綱（令和5年7月7日付5板教学第488号区長決定）第8条に係る交付を受けた月は、当該補助額の算定対象外としています。
- （3）板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付要綱第11条に該当した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

【問い合わせ先】

〒173-8501 板橋区板橋2丁目66番1号
板橋区教育委員会事務局 学務課 学校給食係
電話 03-3579-2617

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金不交付決定通知書

先に申請のありました板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金について、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

1 対象児童生徒

氏 名	〇〇 〇〇		
学校名	〇〇〇学校	学年	〇年

2 補助金算定期間

年 月 日から 年 月 日

3 不交付の理由

【問い合わせ先】

〒173-8501 板橋区板橋2丁目66番1号
板橋区教育委員会事務局 学務課 学校給食係
電話 03-3579-2617

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書

年 月 日付 号決定の板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金について、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので通知します。

記

1 対象児童生徒

氏 名	〇〇 〇〇		
学校名	〇〇〇学校	学年	〇年
交付決定額（〇期分）	〇〇, 〇〇〇円		
補助算定月数（〇期分）	〇月分		

2 振込口座

申請者名義の金融機関口座に 年 月 旬に振込みをする予定です。

3 その他

- （1） 補助金の額は、弁当対応月数（補助算定月数）を確認の上、定めています。
- （2） 板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付要綱第12条（補助金の返還）の定めにより、補助金の返還を命ずることがあります。

【問い合わせ先】

〒173-8501 板橋区板橋2丁目66番1号
板橋区教育委員会事務局 学務課 学校給食係
電話 03-3579-2617

年 月 日

東京都板橋区長 殿

学校名 _____

学校長名 _____（公印省略）

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金実績報告書

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 対象児童生徒

氏 名	〇〇 〇〇		
学校名	〇〇〇学校	学年	〇年

2 補助金算定期間

年 月 日から 年 月 日

3 該当月及び回数

月	弁当対応の有無
4 月	あり ・ なし
5 月	あり ・ なし
6 月	あり ・ なし
7 月	あり ・ なし
4 月～7 月（第1期）弁当対応月数計	月

月	弁当対応の有無
9 月	あり ・ なし
1 0 月	あり ・ なし
1 1 月	あり ・ なし
1 2 月	あり ・ なし
1 月	あり ・ なし
2 月	あり ・ なし
3 月	あり ・ なし
9 月～3 月（第2期）弁当対応月数計	月

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付請求書

年 月 日

東京都板橋区長 様

板橋区板橋 2－6 6－1
板橋区教育委員会事務局学務課長

年 月 日付け 第 号で交付額が確定された板橋区小・中学校給食弁当代替者補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

年 月 日

東京都板橋区長あて

申請者氏名

住所

電話

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金内容変更届

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金の交付決定について、変更があったため、届け出ます。

記

1 交付決定
年 月 日付 第 号

2 変更事項（該当項目の番号に○）

（1）口座情報

振込先について、以下のとおりに変更したため、通帳、キャッシュカードのコピー等を添えて届け出ます。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合				金融機関コード				店名		支店コード		
									本店 支店				
口座番号									口座種別	普通 ・ 当座			
口座名義人 (カタカナ) ※申請者名義のみ													

（2）その他 ※変更内容及び理由を記載してください。

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金内容変更通知書

年 月 日に届出のあった板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金の申請について、下記のとおり内容の変更を決定したので、通知します。

記

1 対象児童生徒

氏 名	〇〇 〇〇		
学校名	〇〇〇学校	学年	〇年

2 変更内容

3 変更適用日

4 その他

【問い合わせ先】

〒173-8501 板橋区板橋 2 丁目 6 6 番 1 号
板橋区教育委員会事務局 学務課 学校給食係
電話 03-3579-2617

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号にて交付決定した板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金について、下記のとおり交付を取り消しますので、通知します。
なお、補助金の返還がある場合は、返還期限までに返還してください。

記

1 対象児童生徒

氏 名	〇〇 〇〇		
学校名	〇〇〇学校	学年	〇年

2 取消日

年 月 日

3 取消しの理由

4 返還金額

【問い合わせ先】

〒173-8501 板橋区板橋 2 丁目 6 6 番 1 号
板橋区教育委員会事務局 学務課 学校給食係
電話 03-3579-2617